



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)





テレワークで労災認定 チャットやメールから長時間労働を確認 事業場外みなし時間の濫用はいけない

横浜法律事務所 弁護士 有野 優太

1 事案の概要

本件は、外資系メーカー（以下、「本件会社」といいます）において経理等を担当する正社員として勤務していた被災者が2022年3月頃に発病した精神障害について労災認定がなされた事案です。

本件会社においては、事業場外みなし労働時間制（労働基準法38条の2）の下、テレワークが行われており、テレワーク時の労働時間管理がなされていませんでした。

2 事業場外みなし労働時間制における労働時間の算定基準

（1）2021年3月30日「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」（基補発0330第1号）によれば、事業場外みなし労働時間制が採用されている場合における労働時間の算定は、原則として、「労災認定における労働時間の評価は、実労働時間を対象とするものであることから、みなし労働時間制を採用している場合であっても被災労働者の労働時間の把握を行い、その労働時間による業務の負荷の評価を行うこととなる」とされていますが、「みなし労働時間制が採用され、かつ、被災労働者の労働時間が把握できない場合は、みなし労働時間制によりみなした労働時間により推計すること」とされています（同25頁）。

つまり、事業場外みなし労働時間制が採用されている場合には、労働時間が画一的に推計されてしまい、ひどいときには、時間外労働数がゼロとされてしまうおそれがあるのです。

（2）また、テレワークにおける事業場外みなし労働時間の適用に関しては、2021年3月「テレワークの適切な導入及び実施推進のためのガイドライン」があり、これによれば、テレワーク労働者に対して事業外みなし労働時間制を適用するためには、

①情報通信機器が、使用者の指示により常時通信

可能な状態におくこととされていないこと

②随時使用者の具体的な指示に基づいて業務を行っていないことのいずれも満たす必要があるとされています（同8～9頁）。

したがって、テレワークにおける事業場外みなし労働時間制が違法であるというために

は、これらの要件が満たされないと認められる必要があります。



有野優太弁護士

3 本労災認定の内容

本件において、被災者は、経理・人事・総務といった幅広い業務を担当した上で、さらに新規会計ソフト導入担当者も務めるなど、莫大な業務に従事していました。その上で、チャットやメールにより、ひどいときには数分単位のレベルで、上司からの作業の確認や催促に追われていました。

本労災認定は、このような事実関係の下、事業場外みなし労働時間制の適用は違法であると判断し、実労働時間での労働時間の算定を行いました。

具体的には、被災者の時間外労働時間数を、次のとおり、認定しました。（次ページへ続く）

〈今月号の記事〉

第65回日本社会医学学会	2面
第10回過労死防止学会	3面
各地・各団体のとりくみ 民医連／東北ブロック／北陸／愛知／石川	4～6面
政府はコメに責任を持て緊急行動／私の一冊	7面
酷暑が働く人の命を脅かす	8面

時 期	時間外労働時間数 (単位：時間)
発病前6か月 (2022年9月～10月)	12：45
発病前5か月 (10月～11月)	35：30
発病前4か月 (11月～12月)	29：40
発病前3か月 (12月～2023年1月)	79：20
発病前2か月 (1月～2月)	108：25
発病前1か月 (2月～3月)	112：35

その上で、2021年12月から2022年2月にかけてなされた、上司から被災者に対するチャットやメールでの作業確認や催促の指示は、「上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた」、「上司との考え方の相違が生じた（客観的にはトラブルとはいえないものも含む）」に当たり、心理的負荷の強度は「弱」ととどまるが、これらの出来事の前後それぞれ1か月におおむね100時間の時間外労働が確認されることから、総合評価の強度は「強」と判断して、被災者が2022年3月に発病した精神障害の業務起因性を認めました。

4 本労災認定の意義と問題点

コロナ禍において、テレワークは新しい働き方として広がりました。

本来、PCを使ったテレワークにおいては、労働時間管理が相当容易なはずですが、

そのため、本件のように、チャットやメール等で厳格な業務進捗管理を行っている場合には前記①及び②の要件は満たさず、本来、事業場外みなし労働時間制は適用できないはずですが、濫用されている事例も少なくありません。これでは、労働時間管理がきちんと行われず、残業代も支払わなくてよいという状態のもと、労働者は過重労働に追いやられていくこととなってしまいます。

本労災認定は、労働実態を直視し、的確に事業場外みなし労働時間の濫用を見抜いて、労災認定を行ったという点で評価できます。

本労災認定に合わせて、労働基準監督署は本件会社に対し是正勧告を行い、未払いとなっていたテレワーク時の残業代が支払われました。また、本件会社は、被災者側との交渉も踏まえ、テレワーク時における事業場外みなし労働時間制を全面廃止するとともに、再発防止に努めていくことになりました。

このような認定は、全国的に広がっていくべきで、労働者・労働組合等としても、事業場外みなし労働時間制度の濫用が行われていないかどうかを精査していく必要があります。

(本件の代理人は、同じ事務所の笠置裕亮弁護士と私です。)

地域と連携して、社会の健康を考える

第65回日本社会医学会総会

8月24～25日、福岡県久留米大学を会場に第65回日本社会医学会総会が開催されました。メインテーマは「地域と連携して社会の健康を考える」

特別講演に千葉大学の近藤克則教授を迎え「ヘルスプロモーション（人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス：WHO）とHPH（Health Promoting Hospitals and Health Services）」を学習しました。

また、「新型コロナウイルス感染症の教訓と課題ー将来の健康危機への備え」、「地域における社会的処方」の展開の社会的決定要因と社会的処方に関するアドボカシー（支援）」をテーマしたシンポジウムや特別枠として「大学生・高校生シンポジウム：海外とつながる社会医学」のシンポジウムが企画され、活発に発表・討議が行われました。

「コロナ感染症～」のシンポでは、コロナ禍にお

ける「行政・保健所における教訓と課題」（久留米市保健所：藤田利枝氏）、
「医療現場の実態、教訓と課題」（千鳥橋病院：山本一視医師）、



報告する高鳥毛氏

「新型コロナウイルス感染症と社会医学（総論）」（関西大学：高鳥毛敏雄氏）から報告がありました。コロナ禍では多くの分野で矛盾・課題が噴出しましたが、ここシンポでは医療・福祉・介護現場で特に情報共有の仕方、患者・利用者、市民のヘルスリテラシー向上について、討論を行いました。

(編集部)

過労死研究のこれからを深めようー急きょオンラインで実施

第10回過労死防止学会

第10回過労死防止学会は、8月31日～9月1日台風接近のため急きょオンラインのみとなりましたが、2つの分科会と特別企画、共通論題が行われ、2日間で延べ約200人が参加しました。

特別企画

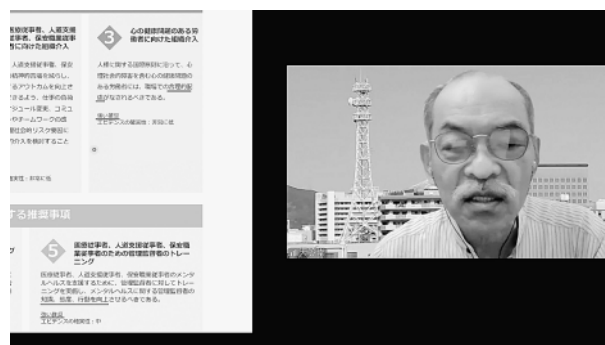
「過労死防止学会活動のこれまでとこれから」

過労死防止学会も今年で10回。今後の研究を深めることを意図に企画されました。はじめに川人博弁護士が「過労死研究のこれまでとこれから」と題して記念講演。それを受けてパネルディスカッションを行いました。報告は「産業医学・公衆衛生学からの過労死研究のこれまでとこれから」(天笠崇医師)、「啓発授業10年の取り組みとこれから」(工藤祥子氏)、「“過労死家族の会”と学会活動との関りについて」(寺西笑子氏)、「日本を『反面教師』に過労死予防を目指す韓国の動向」(脇田滋龍谷大学名誉教授)、「『過労死防止学会誌』これまでとこれから」(高田好章氏)、の5人から行われました。

川人弁護士は、「働き方改革」をとおして労働時間の否認(例えば医師の宿日直時間等)や労災事案の情報開示に対する労働局の対応などから見ると、適正な労働行政が行われていないこと、職場実態の公正で正確な情報開示なくして、的確な調査や研究はできないと指摘しました。その上で過労死等の全体的実態の把握のための課題として①死亡診断書やカルテの記載の改善、②労災事案以外の全数データの把握(例:病気休職や傷病手当からの分析)、③脳心臓疾患・精神疾患以外の疾患について業務上の過労・ストレスとの因果関係の調査研究をあげました。また、遅れている日本のハラスメント規制についてILO190号条約(仕事の世界における暴力およびハラスメント撤廃に関する条約)の批准と抜本的なハラスメント規制の立法案の作成が期待されると主張しました。最後に、労基法の前時代的な制約を取り除き、現代における産業構造、業種、労働形態等を対象とした労働者のための21世紀労働基準法の全面改訂を実現すべきと訴えました。

予防対策の研究を

天笠氏は過労死・過労自死研究について過去の研究やWHO(世界保健機関)のメンタルヘルス対策ガイドラインを紹介しました(写真)。しかし、労働ストレス要因とうつ病の関係についての研究にはま



だまだ課題が残り、特に予防対策についての研究が不十分であると指摘しました。

韓国から学ぶ過労死防止活動

寺西氏と工藤氏は過労死を考える家族の会の立場から発言しました。過労死防止法制定までの活動やその後の全国のシンポジウムでの発言者としての思いなど学会における多面的な調査に、家族として得た経験や知識を出し合うことで協力していくと述べました。

脇田氏は韓国における取り組みを紹介。韓国では日本の過労死防止の運動から学び取り組みを開始した歴史があります。また、労災・過労死の広がりや差別的雇用形態との関連を機敏に把握して取り組みを進めています。そして現在では過労死を出した企業に刑事処罰を求めることが大きな焦点になっているとのこと。脇田氏は「過労死の多い両国で真に過労死をなくすためにもう一段レベルをあげた深い交流を」と呼びかけました。

共通論題 業界特有の課題が明らかに

2日目の共通論題では、物流の2024年問題を取り上げました。矢野裕児流通経済大学教授が「トラック運送業の現状と課題」、松元俊労働安全衛生研究所主任研究員が「長距離トラックドライバーの不規則勤務の健康影響と対策の方向性」、芦崎光男建交労関西支部特別執行委員が「トラック運転手の『過労死防止』にむけて」、中西翔太郎弁護士が「長距離トラックドライバーの過労死事案の教訓」、芦崎光夫建交労関西支部特別執行委員が「トラック運転手の『過労死防止』に向けて」を報告し、意見交換を行いました。業界の多重下請け構造や規制緩和路線のもとで広がった矛盾が明らかになってきました。

延期された自由演題の分科会は9月23日にオンラインで開催されています。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

民医連

住民とともに活動を広げよう

第1回PFAS問題交流会

9月14日、「全日本民医連第1回 PFAS 問題交流会」が開催されました。リモートを中心に全国から約250人が参加しました。冒頭、根岸京田副会長が「予想を超える汚染の広がり住民の健康不安が大きくなっている。各地の活動を交流し住民とともに活動を進めよう」とあいさつを行いました。

学習講演は2本。一つ目は「胎児期における PFAS 曝露の健康影響：環境と健康に関する北海道スタディの結果から」（池田敦子・北海道大学大学院保健科学研究院教授）。二つ目は「PFAS の健康影響調査事例とその研究デザイン」（原田浩二・京都大学医学研究科准教授）です。池田さん達のおこなっている出生コーホート研究は日本では初めて出生前の胎児から長年にわたって疾病とその要因を探る研究です。「札幌の514人」と「北海道全域の20926人」を対象とした、PFAS の曝露レベルと健康影響についての報告でした。長期にわたって継続される研究ですが、現在わかっているところでも、母親の PFAS 曝露が低濃度であっても生まれてくる赤ちゃんにさまざまな健康影響がある可能性が示されました。

原田さんからの報告では、これまで行われてきた研究事例が紹介され、今後の調査活動についての課題が示されました。



東京民医連・病体生理・健生会の記者会見（7月31日）

後半は、東京：健生会・病体生理研究所、愛知、岐阜、大阪、兵庫、岡山、沖縄から活動報告が行われました。健生会では三多摩30自治体の住民791人の血液検査を実施し、そのフォローとしての「PFAS 相談外来」を行っています。また、病体生理研究所では「民医連として『健康リスク調査』を行う施設」として検査機器の導入と設備整備を行いました。岡山は極めて高濃度の汚染が発覚した吉備中央町の取り組みを報告。住民有志の会と協力した活動で、町の健康影響対策委員会が「提言」を発表し、公費による血中濃度検査の実施などの成果を得ています。

大阪では短期間で1000人を超える血液検査を実施。また汚染源ではと疑われるダイキン工業の元労働者の検査データでは、地域住民と比較して非常に高い数値であったことから、過去働いていた人への検査の呼びかけを行っているという報告がありました。

民医連では、今後も学習・交流を深め、住民とともに活動を強めていくとしています。（編集部）

東北

ブロック活動 再始動

東北ブロック県労連・民医連事務局長会議

8月9日、いの健全国センターから清岡弘一副理事長を招いて東北ブロックの各県労連・民医連事務局長合同会議を行いました。これは、コロナ禍を挟んで各県の県労連・民医連で役員交代（世代交代）が進み、いの健の活動に触れたことのない人もいる中、いの健の活動や各県におけるいの健センターの設立の重要性、東北セミナーの役割についての共通理解や意思統一をあらためて行おうというものです。

清岡さんからは、いの健全国センターの設立に至る経過や「働くもののいのちと健康を守る全国・地方センターをつくる運動に民医連の役割を鮮明に、全院所で日常診療の強化を」と訴える創立当時の全日本民医連理事会声明が紹介され、いの健活動がこれまで果たしてきた役割について、わかりやすく話されました。

話を受けて、東北ブロック各県における県労連・

民医連の活動状況や連携の様子、各組織が抱える課題の交流を行いました。各県からは「労働相談業務も OB の協力で成り立っているような現状」「事務局を担う人員の不足や業務が山積している現状」「いま、いの健センターを立ち上げられる状況にはない」という声が聞かれました。

一方、県労連と民医連の協力共同については、「日常的な連携はないが、共通の課題では協力して活動できている」など、これまで持ち回りで東北セミナーを開催したことなどによって、各県の組織がさまざまな形で連携したことが、その後の財産になったとの意見も出されました。東北セミナー開催の意義については共通の認識ができていると感じました。

会議での確認事項は①準備日程の関係で今年度のセミナー開催はしないが来年度は開催する。②来年度に向けた実行委員会を10月頃に開催する、③実行委員会では、来年度以降の開催県の順番・形態などを話し合うこととし、現在その準備を進めています。（宮城センター 遠藤利美）

各地・各団体のとりくみ

北陸

北陸3県の事例から学ぶ

第8回セミナー

働くもののいのちと健康をまもる石川センターは7月13日、第8回北陸セミナーを金沢市で開催しました。

セミナーには、オンラインを含め23人参加。富山県労連、福井県労連からも参加がありました。労働弁護団などで奮闘されている海道宏美弁護士が「北陸3県の長時間労働・パワハラ労災認定事例から」と題して記念講演をおこないました。

北陸3県で実際にあった5事例について、認定を勝ちとるまでのたたかひの経過などが紹介されました。1) 入社して間もない19歳の青年がいじめ・パワハラにより、自死した事例。2) 臨時教員が3カ月間で128時間から161時間の残業や初任者研修に対する厳しい指導、保護者対応で自死した事例。3) コンピューター会社での心臓突発死の長時間過労死の事例。4) 中学校教師の長時間労働(2ヶ月平均155時間、27日間連続勤務)でのくも膜下出血死の事例。5) 新聞社での長時間労働、パワハラ過労自死の事例。(度重なる連続勤務、深夜勤務で、うつ病になる前の6ヶ月の間に「中」程度の負荷が重なり「強」とみなされた)

また、労働時間の適正な把握のためのガイドラインとして、自己申告による時間と入退場記録やパソ



コンの使用時間等による在社時間との間に著しい乖離がある場合は実態調査を行い、所要の労働時間の補正を行うことが必要との指摘がありました。

また、過労死等を予防するためとして、以下の4点が指摘されました。

- ① 変形労働時間制・裁量労働制は注意すること。想定される職場か、法を遵守しているか確認すること。
- ② 固定残業代は、管理監督者は要注意。サービス残業の温床になっていないか、ブラックの要素を確認
- ③ 賃金規定等のチェック。判例の要件は厳格に
- ④ サービス残業根絶

講演のあとは、富山高教組と福井県国公から職場の労働実態が報告され、質疑をおこないました。

(石川センター 川上仁志)

第34回 人間らしく働くための九州セミナー in 大牟田 「エッセンシャルワーカーの働き方と健康」

日 時：11月16日(土) 13:00~17日(日) 12:30

会 場：大牟田文化会館 (JR大牟田駅正面口)

記念講演 「エッセンシャルワーカーが安心して働ける社会のために」

講 師：田中洋子氏 (筑波大学人文社会系名誉教授)

パネルディスカッション 「エッセンシャルワーカーの働き方と健康」

教育講演 「大牟田市における、公害、労災職業病の闘いアーカイブ」

講 師：橋口俊則氏 (社会医療法人 親仁会会長)

参加費：一般3,500円 大学生(院生) 1,000円



申込はこちらから↑

2024年北海道セミナー・労働安全衛生学校

日 時：11月9日(土) 10:00~16:00 会場：かでの2・7 + 一部オンライン

基調講演 「ハラスメントのない社会をつくるために」 講師：白神優里子弁護士

特別報告 「標津町青年職員過労自死事件 解決までの経過」(島田 度弁護士)
「病院リハビリ職員に対するハラスメント事案の経過報告」(北海道医労連)

分 科 会 「労働現場から考えるハラスメント」「職業性疾患・過労死事案を考える」
労安学校 「現場でのメンタル不全と向き合う」 講師：藤野ゆきさん 参加費1,000円



申込はこちらから↑

各地・各団体のとりくみ

石川

震災関連で労基法33条除外が増加 労働局要請

7月25日例年開催の労働局要請を行いました。労働局からは、労働基準監察監督官など5人が参加しました(写真)。



今年は、元日の能登半島地震もあり、震災に伴う県内外の労働者、とりわけ民間労働者のおかれた状況が見えていない点を明らかにすることを重点に、懇談を行いました。

長時間労働の実態では、震災に関連した労基法33条除外が377件発生、うち建設関連が131件ありました。仮設住宅の建設現場では、建設6件、ガス関連が3件で過重労働が発生しており、今後、増加が予想されるとのことでした。県外の企業、事業者は労働局の管轄外だが、相談窓口など設けていること。今後、企業が本格的な復興作業を開始し、事業場を県内に置けば、指導対象になるのではないかとのことでした。

ハラスメントの対応、強化については、「紛争、いやがらせ」は472件(前年392件)で80件増。「パワハラ」は676件(前年611件)65件増となっており、相談コーナー、調査、援助制度の強化とともに、企業向け説明会を17回(昨年度)実施しているとのことでした。

2023年の県内の過労死等労災申請の状況について、脳心臓疾患では、申請数7件、決定数2件、支給1件。精神障害では、申請数25件、決定数14件、支給5件でした。

全国的には多い「道路貨物運送業」の認定は、2件脳心臓1件精神1件でした。

アスベストアナライザーの設置・活用について、震災の関係で県内に3台配置(能登震災の関係で2台借りている状況)されています。パトロール・解体届出、建設会社で使用されるケースを聞きました。取り扱い研修の上での貸し出しは考えていないが、今年度49回貸出しているとのことでした。

農業従事者の労働災害状況(休業4日以上死傷者数)は、2018年30件以降は減少傾向となり、2023年10件となっていることが報告されました。

(石川センター 川上仁志)

愛知

過労死等防止のためにゲートキーパーを各職場に

第34期定期総会

8月31日、愛知健康センター定期総会を行いました。コロナ第11波の脅威が叫ばれ、地震と猛暑にも見舞われ、台風10号の接近にとどめを刺された形で急きょ全面オンラインでの開催となりました。

今回の総会で、理事長が猿田正機氏から浅生卯一氏に交代しました。

今回の総会の大きな特徴としては、労基法解体の危機が迫り、精神疾患からの自殺者が急増する中で、あらためて労働安全衛生活動の重要性が問われたことです。それに関わって、方針討議のための学習として、社会医学研究センターの佐々木昭三氏に総括的な話をいただきました。

過労死等防止対策推進法が成立して10年、過労死はパワハラ自死としてなくなることはなく、より多くの労働者が精神障害の労災申請を行う時代になりました。今こそ、労働安全衛生活動の強化、労働安全衛生委員会の設置と活用の推進が求められます。そこには労働組合の役割が決定的に重要です。

討論では、各労働組合出身の理事からは、「労働

相談のほとんどがパワハラ」、「人手不足の中で子どもが熱を出しても休みがもらえない」、「けがをしても早く出てこい



総会で発言する水野弁護士

言われる」、「上司の言葉が絶対という雰囲気があり、それがパワハラにつながり裁判にまで発展している」という報告がありました。「安全衛生委員会は開催されているが、湿度や害虫、地震対策など環境面の話になりがちで、なかなか長時間労働やメンタルヘルスに関わる問題には切り込めていない現状がある。今後提起していきたい」といった発言もありました。

過労死等防止のためにゲートキーパーを各職場に配置させようという画期的な提案が、来期の方針として採択されました。ウクライナやガザなどの戦争の影が覆う中で、労働者のいのちと健康を守るとりくみを強めたいという決意も新たに、1年の活動が締めくくられ、また始まりました。

(愛知センター 後藤陽司)

政府は国民の主食・米に責任を持て——米不足は「国の失政」

9.10 緊急行動

「スーパーや米穀店の店頭にお米がない!」「政府は備蓄米をだそうともせず、新米が出回れば大丈夫というが、その新米の値段を見てびっくり。手がでない」という悲鳴が全国各地であがっています。

そんな中、農民運動全国連合会と新日本婦人の会の呼びかけで、9月10日緊急行動が取り組まれました

「買えない」「売れない」「安心してつくれない」

11時からは衆議院議員会館で院内集会。会場は満杯でリモートでも150人近くが参加。主食である米がないという事態に驚きと怒りがあふれました。

新婦人の米山淳子会長は、「この異常事態を招いた根本的な原因は、長年にわたって減反政策を農家に押し付けてきた政府の失政」ときっぱり。「生産者・消費者・業者がそれぞれの立場から声をあげ、政府に迫りましょう」と訴えました。

もっと怒りの声を

ミニ学習は農民連の長谷川敏郎会長が「どうなってるの?日本のお米」と題して行いました。「政府やマスコミは米不足の原因が買いためやインバウンドなどによるものだ」と消費者のせいばかりにするが、主食の米にまったく責任をもたない政府の責任。自民党の総裁選や立憲民主党の代表選候補者がそのことを語らない。今、米を一番持っているのは政府だが、それを出そうともしない。販売用の米づくり農家は約1/3に減っている。農家の高齢化も進み、価格が安定しない生産から手を引いている。世界で食糧不足が叫ばれている今、もっと怒りの声をあげよう」と呼びかけました。



参加者で「米を守れ」とアピール

生活することは食べることに

日本米穀商連合会の相川栄一専務理事は、「今年の3月から不足を予測して農水省に働きかけてきたが、なんの手も打たれなかった。コメの消費量は増えている。これからともに政府に要求していきたい」と発言しました。主婦連合会の平野祐子社会部長は、「生活することは食べることに。『主食がない』では国の根底が崩れる、農家とともにたたかていきたい」と発言しました。

また集会では、消費者が買えない状況を今すぐ解決する施策と、米生産者が安心して生産を続けられる政策を求める農水大臣あての緊急要請書を担当者へ手渡しました。

農水省前で緊急行動

集会後は農林水産省前で行動。約200人が参加し、「政府備蓄米を放出せよ。米生産者への直接支援で生産基盤の根本的な強化を」と訴えました。

(全国センター 岡村やよい)

私の一冊 ④3

全国センター副理事長 長谷川吉則

『その世とこの世』 谷川俊太郎 ブレイディみかこ

さまざまな現実について底辺の視点で捉えて批判するブレイディみかこ氏と詩人の谷川俊太郎氏の往復書簡である。二人は一体どんな書簡を交し合うのか、一体どんな接点があるのか、興味をそそられて読み始める。しかし最初の章を読み始めるといい意味で期待は裏切られる。

ブレイディ氏は英国人のブリティッシュ・ユーモアについてコロナ禍でひっ迫する英国の医療現場のドキュメンタリー放送の内容を紹介する。救急隊の到着まで時間がかかり依頼者が死亡してしまい、床にへたり込んだ依頼者のパートナーの女性に対して女性救急隊員がその女性に掛けた言葉とその後の行

動である「紅茶にミルクと砂糖は入れますか?」そして救急隊員は紅茶をそのパートナーの女性にふるまったというのである。

「このように、まっすぐではない、ねじれた反応(=みちから外れる邪さ)には人間の生活にいい意味での軽さとぬくもりをもたらす力がある」と。



岩波書店

酷暑が働く人の命脅かす ILOが報告書

ILOは7月25日、酷暑が働くことに及ぼす影響についての報告書「Heat at work: Implications for safety and health」を発表しました。世界規模で熱ストレス（※身体が生理的障害なしに耐え得る限度を上回る暑熱）の危険にさらされる労働者が増加しています。酷暑とはこれまで縁のなかった地域では新たなリスクとなり、もともと暑い地域では従来よりも危険な状況に置かれていることも明らかになりました。熱ストレスは病気や熱中症を引き起こすばかりか、気づかぬうちに命を奪う「サイレント・キラー」です。報告書は、時間とともに労働者の心臓や肺、腎臓に深刻な問題を及ぼすこともあると警鐘を鳴らしています。

熱波の死亡者2000年から66%増

報告書によると、就業者のうち、最も頻繁に過度の暑さにさらされる労働者はアフリカで92.9%、アラブ諸国で83.6%、アジア太平洋地域で74.7%に上り、欧州・中央アジア地域は過度の暑さへのばく露の増加率が最も大きく、2000～2020年の間に17.3%増加したと指摘しました。

一方で2000年以降、熱ストレスによる労働災害が最も増えたのは南北アメリカと欧州・中央アジアで、それぞれ33.3%、16.4%増加しました。報告書は、労働者が暑さに慣れていない地域で気温が高くなったためではないかとみています。

報告書はさらに、2020年には世界で4200人の労働者が熱波（※気温が35℃を超える日が3日以上続くなど高温の期間が長く続く状態）によって命を落としたと推計。同年に熱波の中で作業した労働者は2億3100万人で、2000年から66%増加したとし

ました。また、過度の暑さが原因で労働災害に遭った人のうち10人中8人は熱波ではない時に起きているとし、世界の労働者の10人のうち9人は熱波以外でも過度の暑さにさらされていると強調しています。

ILOのウングボ事務局長は「労働者を熱ストレスから守らなければならない。猛暑の時期だけでなく、年間を通じて世界の労働者に未曾有の課題を突き付けている」と述べています。

年間を通じた暑さ対策の計画を

報告書は熱ストレスで最も影響を受けるのは低・中所得国で、職場の過度の暑さがもたらすけがによるコストは、国内総生産の約1.5%にも達する可能性があるとしています。ウングボ氏は加えて「これは人権問題であり、労働者の権利の問題であり、また経済問題でもある。労働者を保護するため、年間を通じた暑さ対策の計画と法律、職場における熱ストレスの調査と介入策を専門家間で調整し協力体制をつくる必要があります」とコメントしています。

予想を超える気候変動に新しい労安方針を

ILOが4月に発表した報告書（Ensuring safety and health at work in a changing climate）によると猛暑だけでなくさまざまな気候変動が労働者の安全衛生に深刻な影響を及ぼしていると、主要な気候変動リスクの影響について以下のように分析しています。また、報告書では精神疾患への影響も指摘しています。

予想を超える気候変動に対応する新しい労働安全衛生方針が必要と警告しています。

気候変動リスクによる安全衛生上の影響

	主な健康への影響	職業上の曝露による被害者数	労働関連の健康への影響
猛暑	熱ストレス、熱中症、熱疲労、横紋筋融解症、熱失神、熱けいれん、あせも、心血管疾患、急性腎障害、慢性腎臓病、身体障害	過度の暑さにさらされる労働者は年間少なくとも24億1,000万人	年間2,285万件の労働災害、1万8,970件の労働関連死、209万の過度の暑さに起因するDALY発生
太陽による紫外線	日焼け、皮膚の水ぶくれ、急性眼障害、免疫力の低下、扇状片、白内障、皮膚がん	太陽紫外線にさらされる労働者は年間16億人	非黒色皮膚がんだけで年間1万8,960件以上の労働関連死が発生
異常気象	多岐にわたる	不明	1970年から2019年にかけて、天候、気候、水害（職業上の被爆に限らない）による死亡者数は206万人
職場の大気汚染	がん（肺）、呼吸器疾患、心血管疾患	16億人の屋外労働者に大気汚染への曝露リスクが増加	大気汚染に起因する労働関連死は年間86万人（屋外労働者のみ）
媒介性疾患	マラリア、ライム病、デング熱、住血吸虫症、リーシュマニア症、シャーガス病、アフリカトリパノソーマ症等	不明	寄生虫病や媒介虫病による労働関連死は毎年1万5,170件以上
農薬	中毒、がん、神経毒性、内分泌かく乱、生殖障害、心血管疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、免疫抑制	農業従事者8億7,300万人のかかなりの数に農業曝露のリスクが増加	農薬中毒による死亡者は年間30万人以上